

令和8年度採用

加古川市教育委員会  
会計年度任用職員  
(公民館事務補助員)

採用候補者名簿登録試験  
募集要項

令和7年12月  
受験案内

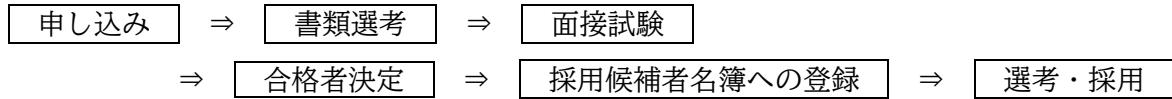
試験日	令和8年2月1日（日）または令和8年2月2日（月）
申込受付期間	令和7年12月22日（月）～令和8年1月16日（金） (土日祝、年末年始（12月27日～1月4日）、 また開庁日のうち正午から午後1時を除く) <u>※郵送の場合は、1月15日（木）消印有効</u>
申込受付場所	加古川市役所 新館8階 社会教育課

加古川市教育委員会 社会教育課 地域教育係  
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地  
TEL(079)427-9704（直通）

## 1 制度概要

地方公務員法第22条の2第1項に基づき採用される会計年度任用職員のうち、長期勤務（6ヶ月を超える勤務）が見込まれる職に採用される会計年度任用職員については、採用候補者名簿登録試験を実施し、合格者を採用候補者名簿に登録した上で、登録者の中から採用者を選考します。

### （1）採用までの流れ



※書類選考を実施した上で面接試験の受験者を決定します。

### （2）名簿登録期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで（1年間）

- 注 1) 会計年度任用職員の採用が必要な時期に名簿登録者の中から職務内容、勤務条件等を勘案して採用者を決定しますので、名簿登録がされた場合でも必ず採用となるわけではありません。また、採用された場合も、必ず長期勤務となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- 注 2) 提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、採用後に不正等が発覚した場合には、名簿登録を取り消します。

## 2 応募資格

[年齢] 不問

[欠格要件] 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は応募できません。

### 【地方公務員法第16条（抜粋）】

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 令和7年度加古川市会計年度任用職員採用候補者名簿に登録済みの人についても、令和8年度加古川市教育委員会会計年度任用職員（公民館事務補助員）採用候補者名簿への登録を希望する場合は、申込みの必要があります。

### 3 受験申込

申込方法	持 参	郵 送
受付期間	令和7年12月22日（月） ～ 1月16日（金） 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝、年末年始(12月27日～1月4日)、 また開庁日のうち正午から午後1時は除く)	令和7年12月22日（月） ～ 1月16日（金） <u>※1月15日(木)までの消印有効</u>
申込先	<p>【持参】加古川市役所 新館8階 社会教育課</p> <p>【郵送】〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市教育委員会 社会教育課 地域教育係</p> <p><u>※郵送の場合、封筒の表に「名簿登録試験申込書」と朱書きしてください。</u></p>	
提出書類	<p>①加古川市教育委員会会計年度任用職員（公民館事務補助員）採用候補者名簿登録試験申込書 ※必要事項を記入の上、写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。</p> <p>②受験票・結果通知郵送用封筒 2枚 ※長形3号&lt;12cm×23.5cm&gt;封筒に110円切手を貼り、申込者の「氏名・送付先」を明記し、氏名の後には「様」を記入してください。</p>	

\* 障がい等の理由により、受験及び勤務の際に特に配慮が必要な方は、申込書にその内容を記入してください。

### 4 試験概要

#### (1) 対象者について

応募者全員が書類選考の対象となります。

面接試験の対象となる人には後日、受験案内通知を郵送します。

※ 令和7年度加古川市会計年度任用職員採用候補者名簿に登録され、令和7年12月1日時点において市立公民館における勤務実績があり、勤務成績が良好な人は、面接試験が免除されることがあります。受験票に代えて免除通知を郵送します。

#### (2) 面接試験について

試験日	令和8年2月1日（日）または2月2日（月） (受付時間等の詳細は受験案内通知に記載します。)
試験会場	加古川市役所 新館8階 ※駐車場は、立体駐車場（有料）を利用して下さい。
持参する物	持参する物の詳細は受験案内通知に記載します。
試験内容	面接試験
結果発表	2月中旬に、受験者全員に郵送します。

## 5 業務内容

市立公民館における事務補助業務（主な業務は次のとおり）

- ・ 来館者の問い合わせ対応
- ・ 施設の鍵の貸出
- ・ 使用許可申請の受付
- ・ 公民館主催講座に係る事務補助
- ・ 各種データ入力
- ・ その他公民館長等の指示する業務

## 6 勤務条件（年度当初から年度末までの採用の場合）

勤務場所	市立公民館
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までのうち指定する期間 ※必ずしも4月1日から勤務となるわけではありません。
勤務日	火～土曜日の午前9時00分～午後5時00分（休憩時間60分） ※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日
報酬	時給1,309円（令和8年4月1日予定） ※本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。
諸手当	通勤手当、期末手当（年2回、年間最大2.525月分支給（条件あり）、勤勉手当（年2回、年間最大2.125月分支給（条件あり））等 ※「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところによる。 ※上記給与及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
年次休暇	年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与（1年間に最大20日） ※その他、忌引休暇等の特別休暇があります。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。 また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険
公務災害	労働者災害補償保険

## 7 その他

- ・上記報酬等の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。